

「船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件等の一部を改正する
告示案に関する意見募集について」の結果について

令和4年3月25日
国土交通省海事局

「船員職業安定法施行規則の規定により許可申請書の記載事項等を定める件等の一部を改正する告示案に関する意見募集について」について、令和3年11月19日（金）から令和3年12月19日（日）までの期間、広く御意見を募集しました。その結果、本件に関して2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

ご意見の概要	考え方
求人票・求職票の様式の見直しで挙げられている、「船内の LAN 等の設備の対応状況、男女別設備の対応状況、司厨専門の乗組員の乗船状況等の項目が追加され、家族構成の項目の削除」ですが、この様に追加、削除に至った背景をご説明ください。	追加項目については、船内の設備状況を詳細に記入していただき、適正な就業機会の確保を図るためです。また、削除項目については、応募者の適性と能力に関係のない項目であるからです。
改正内容について特段の反対は無いが、求人に関係して、船員の募集を行なう者が法人である場合は、法人番号について応募を行なおうとする者に求人票（又は募集要項等中）で提示を行なわせるようにしていただきたいと考える。 （特に船員募集においては、事業者の身元が確実である事が安全上望ましいと考えるが、そのためには法人事業者に法人番号の提示を行なわせる事はかなり望ましい事であると考え。求人を行なう者についての身元がはっきりと確実に分かる事は、船員にとっても、また社会一般にとっても望ましい事と考えるが、項目を一つ加えるだけで実現出来る事であるので（船員（及び応募者）により多くの危険が発生するよりもその様な負担の方がずっとましであると考え。）、法人事業者についての法人番号の記載を必須的に行なわせるようにしていただきたい。（求人票等	いただきましたご意見につきましては、今後の参考にさせていただきます。

においては業務従事場所と法人本拠地についての区別が明確でなかったりする場合もあるかもしれないと思われるのであるが、法人番号の提示はその様な問題について解決するものでもある。船員がより不安無く、安全に求人に応募し、船員業務に従事出来るような形にしていきたい。))	
---	--

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。